

# 会長メッセージ

建設業における労働災害は、会員はじめ関係各位のご努力によって長期にわたって減少を続けており、特に、平成19年の死亡災害は、前年同期比42人減少の456人（2月7日現在の速報値）となって、過去最少を記録することが見込まれています。

労働災害の防止は、人命尊重の観点からはもとより、建設業が我が国における基幹産業として今後とも健全な発展を続け、国民経済や地域社会に更なる貢献を果たしていくためにも絶対不可欠な要件であります。

したがって、私どもは、この労働災害の減少傾向を堅持し、労働災害の絶滅に向けて各種労働災害防止対策を着実に推進していく必要があります。

現在、我が国の建設産業は、建設投資の急激な減少、産業再編・淘汰の急速な進展など、社会経済情勢の大転換期を迎えています。加えて、建設就業者の高齢化が進展し、また、団塊世代が退職期を迎える中、技術、技能の継承が大きな課題となっています。

一方、産業の現場においては、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備、化学物質が導入されるなど、事業場内の危険性・有害性が多様化し、その把握が困難な状況にあります。

これらの社会経済情勢の変化は、建設企業の安全衛生への取り組みや労働者の安全衛生意識の持ち方、さらには業界や建設企業の安全衛生水準等に大いに影響を与えることが予想されます。

当協会としては、これらの状況変化等を踏まえ、協会、会員をはじめ、関係者が一体となって、建設業における自主的労働災害防止活動を総合的、計画的に推進し、建設業の安全衛生水準の一層の向上を図ることが重要と考えています。

このため、当協会では、今般、中期的な視点からの目標と計画を立て、今後の展望を図ることを目的に、国が策定した第11次「労働災害防止計画」を基本として、「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第6次建設業労働災害防止5カ年計画）」（以下、「中期計画」という。）を策定しました。

本中期計画は、協会及び会員が目標とすべき重点事項と実施すべき具体的な活動について策定したものであって、会員各位におかれましては、従来の対策を踏まえつつ、本計画及び各年度ごとに策定される建設業労働災害防止実施計画に基づき、建設企業の実態に即した安全衛生計画を策定され、目標達成に向けて、経営トップをはじめ関係者が一体となって実効ある労働災害防止活動を展開されますよう切にお願い申し上げます。

平成20年3月

建設業労働災害防止協会

会長 錢 高 一 善